

## 【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年12月15日
【発行者の名称】	株式会社テクノスマイル (TECHNOSMILE, INC.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 馬見塚 譲
【本店の所在の場所】	福岡県宮若市竹原236 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は最寄りの連絡場所で行っております。)
【電話番号】	—
【最寄りの連絡場所】	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目5番28号
【電話番号】	092 (433) 5822
【事務連絡者氏名】	執行職役員 経営管理担当 花田 正義
【担当J-Adviserの名称】	名南M&A株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 篠田 康人
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 J Pタワー名古屋34階
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	<a href="https://www.meinan-ma.com/ir/highlight/">https://www.meinan-ma.com/ir/highlight/</a>
【電話番号】	052 (589) 2795
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社テクノスマイル <a href="https://www.technosmile.co.jp/">https://www.technosmile.co.jp/</a> 株式会社東京証券取引所 <a href="https://www.jpx.co.jp/">https://www.jpx.co.jp/</a>

## 【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4 【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他的一切の責任を負いません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

## 第2【企業の概況】

### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第25期 中間連結会計期間	第26期 中間連結会計期間	第25期
会計期間	自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
売上高 (千円)	5,305,482	6,898,222	11,293,125
経常利益 (千円)	93,891	470,720	322,413
親会社株主に帰属する中間(当期) 純利益 (千円)	64,601	321,815	224,443
中間包括利益又は包括利益 (千円)	55,194	319,376	208,206
純資産額 (千円)	866,238	1,211,912	1,019,250
総資産額 (千円)	5,317,457	5,692,138	5,478,524
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	162.14	809.68	563.33
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	16.1	21.2	18.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	17,765	522,746	442,192
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△126,378	32,621	△168,338
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△85,712	△411,848	△426,141
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	1,469,257	1,655,545	1,513,311

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第25期中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できなかったため記載しておりません。
3. 第25期及び第26期中間連結会計期間における潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有しないため記載しておりません。
4. 2024年11月8日開催の取締役会決議により、2024年12月9日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、第25期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり中間(当期)純利益を算定しております。
5. 第25期の連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けており、第25期中間連結会計期間の連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの期中レビューを受けております。

## 2 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社7社（国内4社、海外3社）で構成されており、総合人材サービス事業を営んでおります。

当社グループは、「心こめ、よい人材と、ものことづくり。」の基本理念のもと、人材育成体制を強化のうえ、価値の高い人材を育成し、産業界の生産性向上に資する人材サービスを提供する「価値創造型の人材サービス会社」を目指して事業を展開しております。特に構造的な人材不足の環境下で、日本語レベルが高く、長期的に日本で働く意思を持った海外人材（POH<sup>(注)</sup>）の育成、供給に力を入れております。

当社グループは、前連結会計年度まで、総合人材サービス事業の単一の報告セグメントとしておりましたが、当連結会計年度から組織改編を実施し、「ファクトリー事業」、「テクノロジー事業」そして「グローバル人材事業」を「報告セグメント」に区分することいたしました。

（注）POHは「Premium Overseas Human」の略称です。

### （1）ファクトリー事業

ファクトリー事業は、多様化する製造業のニーズに応え、人材不足などさまざまな課題に向き合い、「製造派遣」、「製造請負」で、ものづくりの生産性向上に寄与しております。

#### a. 製造派遣

製造派遣は、自動車産業を中心に製造業への派遣サービスを行っております。

また、労務費の変動費化による製造コストの最適化、業務の効率化、品質改善、スピードアップなど様々な顧客ニーズに応えております。

#### b. 製造請負

製造請負は、製造ラインや製造部門すべての業務を請け負います。

製造ライン請負、工程別請負、工場一括請負、検品検査請負等、顧客の要望に応じた製造請負を行っております。

### （2）テクノロジー事業

テクノロジー事業は、高い技術と弛まぬ向上心に満ちた国内外の技術者集団であり、日本の「ものことづくり」により国内外のお客様の技術開発に貢献している分野です。プロフェッショナルエンジニアによるエンジニアの育成とハイレベル技術人材を中心とした派遣・請負・紹介事業で「ものことづくり」をサポートしております。

#### a. エンジニア人材アウトソーシング

開発現場のスピード化、グローバル化に対応した、多様な人材で対応しております。

日本人エンジニアだけでなく、当社グループの海外ネットワークを活用して、各国の上位大学を卒業した優秀な日本語の出来る新卒エンジニアを派遣しております。子会社として、ATEX株式会社と株式会社クラウドナインがあります。ATEX株式会社は、車両の開発設計、株式会社クラウドナインはITの企画・開発・運営事業を行っており、幅広い分野で設計開発の業務を受託しております。

#### b. エンジニア人材育成

ハイスペックなエンジニアを育成するための研修やキャリアアッププランの充実、優秀な理工系人材を確保するため、国内大学に加えて海外の大学とも連携して、新卒エンジニアの採用にも力を入れております。

### （3）グローバル人材事業

グローバル人材事業は、日本語能力を備えた当社の優良な海外人材（POH）を、より多くの国内産業でご活用いただけるよう、現地での採用・人材登録から、日本語教育、資格取得支援、さらに日本国内での入職後のキャリア教育に至るまで、「一気通貫の育成・サービス体制」を確立し、即戦力となる人材を提供しております。

また、日本国内における構造的な人材不足の解消に向けて、海外人材の方々も安心して活躍できるよう当社独自の人材登録サイトであるTスマイルクラブ（T-SMILE CLUB）を充実し、採用力強化の環境づくりにも積極的に取り組んでいます。

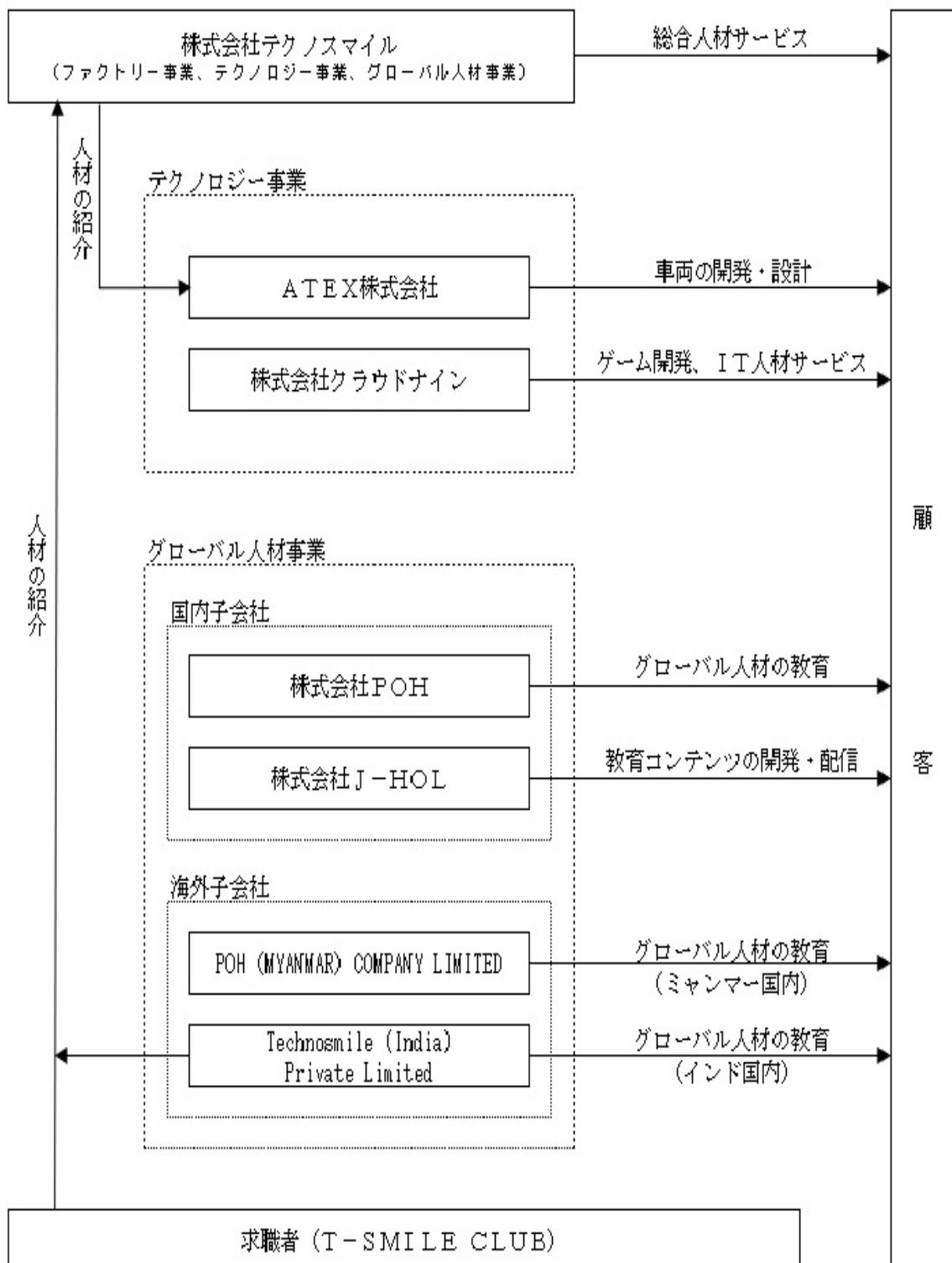
#### 教育・研修

外国人技能実習制度における入国後講習の受託や海外人材に対する日本語教育を実施しております。子会社として、株式会社POH、株式会社J-HOL、POH(MYANMAR) COMPANY LIMITED、Technosmile(India) Private Limitedがあります。株式会社POHは、グローバル人材の教育、株式会社J-HOLは、教育コンテンツの開発・配信、POH(MYANMAR) COMPANY LIMITED及びTechnosmile(India) Private Limitedは、それぞれ自国内でグローバル人材の教育を行っており、日本国内の構造的な人材不足の問題に対し、日本語のできる海外人材を供給しております。

[事業系統図]

連結会社の事業系統図は次のとおりです。

なお、当社は、ファクトリー事業、テクノロジー事業、グローバル人材事業及び子会社統括の各機能を有しております。



(注) 連結子会社であるPOH RECRUITMENT (THAILAND) CO., LTD. は、2025年2月に解散し清算中のため、記載を省略しております。

### 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

#### 4 【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

2025年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
ファクトリー事業	1,644
テクノロジー事業	251
グローバル人材事業	278
全社(共通)	57
合計	2,230

- (注) 1. 従業員数は、就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。  
 2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。

##### (2) 発行者の状況

2025年9月30日現在

	従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
管理系従業員	164	43.2	6年6か月	5,090
現業系従業員	2,010	34.6	2年5か月	4,153
合計又は平均	2,174	35.3	2年8か月	4,234

セグメントの名称	従業員数(人)
ファクトリー事業	1,644
テクノロジー事業	221
グローバル人材事業	252
全社(共通)	57
合計	2,174

- (注) 1. 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。  
 2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。  
 3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

##### (3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

### 第3 【事業の状況】

#### 1 【業績等の概要】

##### (1) 業績

当中間連結会計期間の世界経済は、米国の利上げや保護主義的通商政策、中国経済の減速、欧州の景気停滞などで減速傾向が続きました。一方、国内では個人消費の持ち直しやインバウンド回復により緩やかな回復基調が続いているものの、エネルギー高や円安の進行で企業収益の先行きは不透明です。こうした中、少子高齢化による労働人口減少や製造現場の人手不足により、派遣需要は依然として高水準で推移しています。

当社グループにおける当中間連結会計期間は、トランプ関税の影響により国内経済の悪化が懸念されましたが、主要取引先である自動車産業は引き続き堅調に推移しました。当社グループは派遣先でのシェア拡大を図るとともに、派遣先からのオーダー充足率向上を目指して採用活動に注力しました。その結果、売上単価の上昇と在籍スタッフ数の増加により売上高は増加し、またグローバル人材の派遣も好調に推移しました。一方で、営業力強化のための採用費等が増加したことから、販売費及び一般管理費は増加しました。

当社グループでは、経営課題として「採用力の強化」を掲げ、当期より先行投資的に取り組みを開始し、事業成長に向けた基盤整備を着実に推進しております。これらの取り組みは、短期的な成果にとどまらず、中長期的な人材確保力の強化と、企業としての持続的成長に資するものと位置づけております。

また、当社グループは、前連結会計年度まで、総合人材サービス事業の単一の報告セグメントとしておりましたが、当連結会計年度から組織改編を実施し、「ファクトリー事業」、「テクノロジー事業」そして「グローバル人材事業」を「報告セグメント」に区分することいたしました。詳細は、「第6【経理の状況】【中間連結財務諸表等】(1)【中間連結財務諸表】【注記事項】(セグメント情報等)」に記載しております。

事業セグメント毎の業績の概況は、次のとおりです。

##### (ファクトリー事業)

ファクトリー事業におきましては、主要取引先である自動車関連産業からの製造系スタッフのオーダー数が堅調に推移しました。これに伴い、需要の増加と売上単価の上昇が相まって、売上高は順調に伸長しました。さらに、利益面においても売上高の増加に連動し、前年を大きく上回る利益を確保することができました。

その結果、当中間連結会計期間に属するファクトリー事業のセグメント売上高は4,674,821千円（前年同期比40.0%増）、セグメント利益は386,716千円（前年同期比241.9%増）となっております。

##### (テクノロジー事業)

テクノロジー事業におきましては、自動車系設計開発分野およびAIイノベーション分野の事業が順調に推移しました。特に、車体設計関連業務の受託において売上単価の上昇が寄与し、売上高は堅調に推移しました。それに伴い、利益も増加いたしました。

その結果、当中間連結会計期間に属するテクノロジー事業のセグメント売上高は1,429,238千円（前年同期比16.3%増）、セグメント利益は5,786千円（前年より41,091千円改善）となっております。

##### (グローバル人材事業)

グローバル人材事業におきましては、国内市場における労働力不足を背景に、人材派遣および海外人材の紹介料の両面で引き続き好調な成果を上げ、売上高が伸長し、それに伴い利益も増加いたしました。

その結果、当中間連結会計期間に属するグローバル人材事業のセグメント売上高は1,067,281千円（前年同期比21.6%増）、セグメント利益は537,434千円（前年同期比18.2%増）となっております。

以上のような取組みを行った結果、当中間連結会計期間における売上高は6,898,222千円（前年同期比30.0%増）、営業利益は464,397千円（前年同期比444.4%増）、経常利益は470,720千円（前年同期比401.3%増）、親会社株主に帰属する中間純利益は321,815千円（前年同期比398.1%増）となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、142,233千円増加し、1,655,545千円となりました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローでは、当中間連結会計期間において営業活動の結果獲得した資金は522,746千円となりました。これは主として、税金等調整前中間純利益473,079千円、売上債権が197,050千円増加したこと、未払費用が202,160千円増加したことによるものです。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローでは、当中間連結会計期間において投資活動の結果獲得した資金は32,621千円となりました。これは主として、有形固定資産の取得による支出79,623千円、貸付による支出30,782千円及び有形固定資産の売却による収入136,692千円によるものです。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローでは、当中間連結会計期間において財務活動の結果支出した資金は411,848千円となりました。これは主として、長期借入金の返済による支出269,058千円、配当金の支払額87,253千円及び自己株式の取得による支出39,695千円によるものです。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社グループは、総合人材サービス事業を行っており、提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

### (2) 受注実績

上記「(1) 生産実績」と同様の理由により、記載を省略しております。

### (3) 販売実績

(セグメント別売上高)

セグメント名称	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)		
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	前年同期比(%)
ファクトリー事業	3,337,011	62.9	4,674,821	67.8	40.0
テクノロジー事業	1,228,150	23.1	1,409,238	20.4	14.7
グローバル人材事業	740,320	14.0	814,161	11.8	9.9
合計	5,305,482	100.0	6,898,222	100.0	30.0

(注) 金額は外部顧客に対する売上高に基づくものであります。

(主要な顧客ごとの情報)

顧客の名称又は氏名	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
トヨタ自動車関連グループ(※)	2,512,888	47.4	3,808,557	55.2

※ トヨタ自動車関連グループの定義を、トヨタ自動車株式会社による株式出資比率が20%以上である先とし、当社が把握できる範囲において会社を特定し、集計しております。

## 3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

## 4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度の発行者情報に記載した事業等のリスクについて重要な変更があった事項は次のとおりです。なお、文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社グループが判断したものであります。

また、前連結会計年度の発行者情報における「第一部 企業情報 第3 事業の状況 4 事業等のリスク」に新たに追加するものであります。

### 海外における事業展開について

当社グループは、グローバル人材の確保・育成を目的に海外で事業展開しております。現時点において、ミャンマー連邦共和国及びインド共和国に子会社を有しており、各国における法的規制の変更、経済情勢の変化、資金移動の制約、政情不安や事業環境の不確実性等のリスクが顕在化した場合には、事業活動の遅延、停滞、中止などで当該国内でのグローバル人材の確保・育成が困難となり代替国での人材確保が必要になることから、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、ミャンマー連邦共和国においては本書公表日現在においても不安定な情勢が継続しており、今後、情勢が悪化した場合、事業活動に影響を及ぼす可能性がありますが、代替国でのグローバル人材の確保・育成で対応する予定であります。ミャンマー連邦共和国においては、従業員の安全を確保しつつ、引き続き情勢を注視してまいります。

加えて当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

#### <J-Adviserとの契約について>

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。

当社は、2024年4月26日に名南M&A株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

#### <J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、名南M&A株式会社（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

##### (1)債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかつたとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」といいます。）第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかつたとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a. 次の(a)から(c)までに掲げる場合の区分に従い、当該(a)から(c)までに定める書面

- (a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- (b) 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- (c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合・当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b. 規程施行規則第501条第7項第5号bに定める、第6項に定める純資産の額が正の状態となるための計画の前提となった重要な事項等が、有価証券上場規程第402条第1号ajに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

##### (2)銀行取引の停止

甲及び乙が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

##### (3)破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a. 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない

整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b. 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c. 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a. 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
  - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
  - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b. 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
  - (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
  - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c. 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

#### (5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a. 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
  - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
  - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b. 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c. 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

#### (6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii の2非上場会社を子会社とする株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下、本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

#### (7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

#### (8) 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

#### (9) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a . 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b . 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

(12) 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a . 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下、「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てる場合を除く。）

- b . ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

- c . 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議をする旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

- d . TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

- e . TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

- f . 議決権の比率が 300 %を超える第三者割当に係る決議又は決定。

- g . 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

(16) 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

(17) 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が上場会社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

(18) 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が上場会社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

(19) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと相手方が認めるとき。

(20) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適當と認めた場合

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかつたときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めに關わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

**5 【重要な契約等】**

該当事項はありません。

**6 【研究開発活動】**

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間末において当社グループが判断したものであります。

### (1)重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積もりについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積もりによる不確実性のため、これらの見積もりと異なる場合があります。

### (2)財政状態の分析

当中間連結会計期間末における流動資産は3,688,268千円となり、前連結会計年度末に比べ338,313千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が142,233千円、売掛金が228,914千円増加したことによるものであります。

#### (固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産は2,003,870千円となり、前連結会計年度末に比べ124,699千円減少いたしました。これは主に、研修施設除却に伴い建物及び構築物が74,574千円、土地が77,885千円減少し、のれんが21,710千円減少したことによるものであります。

#### (流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債は3,427,072千円となり、前連結会計年度末に比べ240,825千円増加いたしました。これは主に、未払費用が201,697千円増加したことによるものであります。

#### (固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債は1,053,153千円となり、前連結会計年度末に比べ219,874千円減少いたしました。これは主に、借入金返済により長期借入金が220,344千円減少したことによるものであります。

#### (純資産)

当中間連結会計期間末における純資産合計は1,211,912千円となり、前連結会計年度末に比べ192,662千円増加いたしました。これは、配当金の支払額87,253千円、自己株式取得39,460千円があったものの、親会社株主に帰属する中間純利益321,815千円を計上し利益剰余金が増加したことによるものであります。

### (3)経営成績の分析

「1【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりであります。

### (4)キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

## 第4【設備の状況】

新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当中間連結会計期間に著しい変動があった設備は、次のとおりあります。

当社グループの設備投資の総額は、仮勘定含めて84,482千円であり、主な設備は研修施設50,594千円であります。

また、売却を予定していた株式会社P O Hの東海研修所知多（帳簿価額98,772千円）は2025年8月に売却が完了しております。

## 第5【発行者の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2025年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2025年12月15日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,000,000	601,580	398,420	398,420	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	単元株式数 100株
計	1,000,000	601,580	398,420	398,420	—	—

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
2025年4月1日 ～ 2025年9月30日	—	398,420	—	229,491	—	90,991

(6) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社あけぼの	名古屋市名東区貴船2-1809	136,600	35.27
株式会社アウトソーシング	東京都千代田区丸の内1-8-3	74,000	19.11
馬見塚 謙	名古屋市名東区	37,000	9.55
山下 文明	福岡県宗像市	28,300	7.31
三井屋工業株式会社	愛知県豊田市三軒町3-1	16,500	4.26
朽木 佐和子	—	14,600	3.77
宮井 竜仁	—	14,600	3.77
山内 則明	—	9,600	2.48
丹藤 潔	—	6,800	1.76
テクノスマイル従業員持株会	福岡市博多区博多駅東2丁目5-28	6,600	1.70
計	—	344,600	88.97

(注) 1. 発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 上記のほか、自己株式が11,100株あります。

(7) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 11,100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 387,300	3,873	—
単元未満株式	普通株式 20	—	1単元(100株) 未満の株式
発行済株式総数	398,420	—	—
総株主の議決権	—	3,873	—

②【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社テクノスマイル	福岡県宮若市竹原236	11,100	—	11,100	2.79
計	—	11,100	—	11,100	2.79

(注) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2【株価の推移】

【最近6ヶ月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年4月	2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月
最高(円)	—	3,555	3,555	—	3,555	3,555
最低(円)	—	3,555	3,555	—	3,555	3,555

(注) 1. 最高・最低価格は東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 2025年4月、2025年7月においては売買実績がありません。

3【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第6【経理の状況】

### 1. 中間連結財務諸表の作成方法について

(1)当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

(2)当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の中間連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより期中レビューを受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	1,513,311	1,655,545
売掛金	1,555,759	1,784,674
電子記録債権	76,239	44,335
棚卸資産	※1 22,971	※1 22,677
その他	190,414	191,543
貸倒引当金	△8,741	△10,506
<b>流動資産合計</b>	<b>3,349,955</b>	<b>3,688,268</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物（純額）	655,554	580,979
機械装置及び運搬具（純額）	22,860	27,141
工具、器具及び備品（純額）	38,595	43,933
土地	787,014	709,129
建設仮勘定	2,124	54,258
<b>有形固定資産合計</b>	<b>1,506,149</b>	<b>1,415,442</b>
<b>無形固定資産</b>		
のれん	263,537	241,827
その他	119,468	101,295
<b>無形固定資産合計</b>	<b>383,006</b>	<b>343,122</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	10,419	10,386
長期貸付金	30,036	51,696
繰延税金資産	116,095	104,779
その他	82,862	78,442
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>239,413</b>	<b>245,305</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>2,128,569</b>	<b>2,003,870</b>
<b>資産合計</b>	<b>5,478,524</b>	<b>5,692,138</b>

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	331,013	346,179
短期借入金	※2 860,000	※2 860,000
1年内返済予定の長期借入金	473,004	424,290
未払費用	749,749	951,446
未払法人税等	67,059	159,311
賞与引当金	199,913	198,880
ポイント引当金	23,660	22,896
その他	481,845	464,065
<b>流動負債合計</b>	<b>3,186,246</b>	<b>3,427,072</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	1,202,683	982,338
退職給付に係る負債	8,772	9,558
資産除去債務	48,529	48,675
その他	13,042	12,580
<b>固定負債合計</b>	<b>1,273,027</b>	<b>1,053,153</b>
<b>負債合計</b>	<b>4,459,274</b>	<b>4,480,226</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	229,491	229,491
資本剰余金	88,342	88,342
利益剰余金	696,819	931,381
自己株式	-	△39,460
<b>株主資本合計</b>	<b>1,014,652</b>	<b>1,209,754</b>
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	△149	△168
為替換算調整勘定	469	△636
<b>その他の包括利益累計額合計</b>	<b>320</b>	<b>△805</b>
<b>非支配株主持分</b>	<b>4,277</b>	<b>2,964</b>
<b>純資産合計</b>	<b>1,019,250</b>	<b>1,211,912</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>5,478,524</b>	<b>5,692,138</b>

## ②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

## 【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
売上高	5,305,482	6,898,222
売上原価	4,140,959	5,241,291
売上総利益	1,164,522	1,656,931
販売費及び一般管理費	※ 1,079,228	※ 1,192,533
営業利益	85,294	464,397
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,644	1,817
不動産賃貸料	22,001	17,495
その他	4,655	9,350
営業外収益合計	29,301	28,663
営業外費用		
支払利息	11,197	11,707
不動産賃貸費用	5,238	4,638
その他	4,269	5,994
営業外費用合計	20,705	22,340
経常利益	93,891	470,720
特別利益		
固定資産売却益	-	43,017
特別利益合計	-	43,017
特別損失		
固定資産除却損	-	40,658
特別損失合計	-	40,658
税金等調整前中間純利益	93,891	473,079
法人税、住民税及び事業税	26,823	141,064
法人税等調整額	2,891	11,329
法人税等合計	29,715	152,394
中間純利益	64,176	320,685
非支配株主に帰属する中間純損失（△）	△425	△1,130
親会社株主に帰属する中間純利益	64,601	321,815

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純利益	64,176	320,685
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△30	△19
為替換算調整勘定	△8,950	△1,289
その他の包括利益合計	△8,981	△1,308
中間包括利益	55,194	319,376
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	55,783	320,689
非支配株主に係る中間包括利益	△589	△1,313

③【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純利益	86,746	473,079
減価償却費	79,726	63,632
のれん償却額	21,707	21,710
賞与引当金の増減額（△は減少）	3,164	△1,033
受取利息及び受取配当金	△2,644	△1,817
支払利息	11,197	11,707
固定資産売却損益（△は益）	—	△43,017
固定資産除却損	—	40,658
売上債権の増減額（△は増加）	△33,749	△197,050
棚卸資産の増減額（△は増加）	△638	294
仕入債務の増減額（△は減少）	△39,290	15,166
未払費用の増減額（△は減少）	△2,274	202,160
その他	△76,867	△16,679
小計	47,076	568,811
利息の受取額	2,786	1,649
利息の支払額	△10,806	△11,831
法人税等の支払額	△38,054	△49,963
その他	16,763	14,080
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>17,765</b>	<b>522,746</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△46,906	△79,623
有形固定資産の売却による収入	—	136,692
無形固定資産の取得による支出	△2,649	△5,438
子会社株式の取得による支出	△70,000	—
貸付による支出	△11,041	△30,782
貸付金の回収による収入	6,495	7,740
その他	△2,276	4,033
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△126,378</b>	<b>32,621</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（△は減少）	350,000	—
長期借入れによる収入	226,240	—
長期借入金の返済による支出	△602,190	△269,058
自己株式の取得による支出	—	△39,695
自己株式取得のための預け金の増減額（△は増加）	—	△11,304
配当金の支払額	△59,763	△87,253
上場関連費用の支出	—	△4,535
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△85,712</b>	<b>△411,848</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	△2,894	△1,286
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△197,220	142,233
現金及び現金同等物の期首残高	1,666,477	1,513,311
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,469,257	※ 1,655,545

**【注記事項】**

(中間連結貸借対照表関係)

※1 棚卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
製品	8,124千円	8,456千円
仕掛品	2,193	2,479
原材料	12,654	11,740
計	22,971	22,677

※2 当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりです。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
当座貸越極度額の総額	1,750,000千円	1,750,000千円
借入実行残高	860,000	860,000
差引額	890,000	890,000

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
給料及び手当	541,560千円	585,204千円
貸倒引当金繰入額	1,516	6,131

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金勘定	1,469,257千円	1,655,545千円
現金及び現金同等物	1,469,257	1,655,545

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

配当に関する事項

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	59,763	150	2024年3月31日	2024年6月28日

(注) 当社は、2024年12月9日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、2025年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり配当金を算定しております。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

配当に関する事項

1. 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月15日 取締役会決議	普通株式	87,253	219	2025年3月31日	2025年6月13日

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1 (注) 2	中間 損益計算書 計上額 (注) 3
	ファクトリ 一事業	テクノロジ 一事業	グローバル 人材事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	3,337,011	1,228,150	740,320	5,305,482	—	5,305,482
セグメント間の内部売上高	—	—	136,746	136,746	△136,746	—
計	3,337,011	1,228,150	877,066	5,442,228	△136,746	5,305,482
セグメント利益又は損失(△)	113,079	△35,305	454,573	532,347	△447,053	85,294

(注) 1. 売上高の調整額はセグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益又は損失の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益又は損失は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1 (注) 2	中間 損益計算書 計上額 (注) 3
	ファクトリ 一事業	テクノロジ 一事業	グローバル 人材事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	4,674,821	1,409,238	814,161	6,898,222	—	6,898,222
セグメント間の内部売上高	—	19,999	253,119	273,118	△273,118	—
計	4,674,821	1,429,238	1,067,281	7,171,340	△273,118	6,898,222
セグメント利益	386,716	5,786	537,434	929,937	△465,540	464,397

(注) 1. 売上高の調整額はセグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社グループは、前連結会計年度まで、総合人材サービス事業の单一の報告セグメントとしておりましたが、当連結会計年度から組織改編を実施し、「ファクトリー事業」、「テクノロジー事業」そして「グローバル人材事業」を「報告セグメント」に区分することいたしました。

この報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち、分離された財務情報の取得が可能であり、取締役会が経営資源の配分や業績評価を行う際に定期的に検討対象となるものです。

なお、前中間連結会計期間のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

各報告セグメントの概要は以下のとおりです。

- ・ファクトリー事業：製造現場への人材派遣および工場製造請負を行う事業
- ・テクノロジー事業：デザイン・設計開発、IT業務請負、半導体設備保全等を行う事業
- ・グローバル人材事業：多くの国内産業に対して、現地採用から日本語教育・資格取得支援、入職後のキャリア教育を通してグローバル人材を提供する事業

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	ファクトリー事業	テクノロジー事業	グローバル人材事業	
派遣	2,750,120	881,915	285,672	3,917,709
請負	586,494	345,251	—	931,746
その他	395	983	454,648	456,026
顧客との契約から生じる収益	3,337,011	1,228,150	740,320	5,305,482
外部顧客への売上高	3,337,011	1,228,150	740,320	5,305,482

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	ファクトリー事業	テクノロジー事業	グローバル人材事業	
派遣	4,011,354	934,875	345,288	5,291,518
請負	663,028	474,363	—	1,137,391
その他	439	—	468,873	469,312
顧客との契約から生じる収益	4,674,821	1,409,238	814,161	6,898,222
外部顧客への売上高	4,674,821	1,409,238	814,161	6,898,222

2. 報告セグメントの区分方法の変更

当社は、2025年4月1日に実施した組織改編に伴い、報告セグメントを変更しております。セグメント変更の詳細につきましては、「(セグメント情報等)【セグメント情報】2. 報告セグメントの変更等に関する事項」に記載のとおりです。

なお、前中間連結会計期間の情報は、セグメント変更後の区分方法により作成しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1 株当たり中間純利益	162円14銭	809円68銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益（千円）	64,601	321,815
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益（千円）	64,601	321,815
普通株式の期中平均株式数（株）	398,420	397,461
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

- (注) 1. 当社は、2024年11月8日開催の取締役会決議により、2024年12月9日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益を算定しております。
2. 前中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は前中間連結会計期間の末日において非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
3. 当中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## **第二部 【特別情報】**

### **第1 【外部専門家の同意】**

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年12月12日

株式会社テクノスマイル  
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ  
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 寺 田 篤 芳  
業務執行社員 \_\_\_\_\_

指定有限責任社員 公認会計士 室 井 秀 夫  
業務執行社員 \_\_\_\_\_

## 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社テクノスマイルの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テクノスマイル及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に關して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。